

第 号

令和 年 月 日

殿

国 税 局 長
沖縄国税事務所長

国税局所管酒類製造場等の指定通知書

税 目	酒 税	
酒 類 製 造 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
酒類製造場等	所 在 地	
	名 称	

上記の酒類製造場等については、国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令第2条の規定により 国 税 局 所管の酒類製造場 沖縄国税事務所 等に指定しました。したがって当該酒類製造場等から移出する酒類に係る酒税の 当 国 税 局 課 税 課 税標準の調査及び検査については、令和 年 月 日以後 当 沖 縄 (第二)部統括国税調査官・酒税課 が所掌することとなりましたから、通知します。 国 税 事 務 所 間 税 課

なお、これに伴い下記の事項に御注意ください。

記

- 1 酒税法に基づく各種の承認、確認等の事務は、従前と同様所轄税務署で行います。
- 2 税務署長に対し提出すべき申告書、申請書、請求書、届出書その他の書類については、従前と同様所轄税務署に提出してください。
- 3 別紙記載の書類については、 当 国 税 局 にもその写しを保管する必要がある 当 沖 縄 国 税 事 務 所 ありますので、今後は「部数」欄記載の部数を提出してください。